


<p style="text-align: center;"><b>岡山県公報</b></p>		<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>			
<p>○ 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;">（以上県例規集登載）</p> <p style="text-align: center;">【告 示】</p> <p>○ 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正</p> <p style="text-align: center;">（県例規集登載）</p> <p style="text-align: center;">【公 告】</p> <p>○ 国民健康保険組合の規約の変更認可</p> <p>○ 岡山県医療審議会からの答申</p> <p>○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了</p> <p>〃</p> <p style="text-align: center;">【教育委員会】</p>	<p>くらし安全安心課</p> <p>環境管理課</p> <p>自然環境課</p> <p>子ども未来課</p> <p>長寿社会課</p> <p>医療推進課</p> <p>建築指導課</p> <p>〃</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>〇 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p>教育委員会</p> <p style="text-align: center;">担当課（室）</p>

◎岡山県規則第五号

岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例施行規則（平成十八年岡山県規則第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、同条第八号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 幼保連携型認定こども園

第四条中「ものは、」の下に「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項に規定する」を、「供される施設」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第六号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「有害ガス量又は有害ガス濃度測定記録表」を「有害ガスの量又は濃度の測定記録表」に改める。

第三十四条第二十七号中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

別表第七に次のように加える。

二十	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
七		

別表第九の二十八の項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第七号

岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県自然保護条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二十五号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一の一中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改める。  
第二の一中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。  
別表の備考②中「児童自立支援施設入所部，情緒障害児短期治療施設入所部」を「児童自立支援施設（入所部に限る。）」，児童心理治療施設（入所部に限る。）」と「児童自立支援施設通所部，情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童自立支援施設（通所部に限る。）」，児童心理治療施設（通所部に限る。）」に改め、同表の備考③中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 平成29年3月7日 岡山県公報 第11869号

## ◎岡山県告示第百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第二十七条第二項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 組合の名称

岡山県医師国民健康保険組合

### 二 変更事項

組合の地区

岡山県、広島県福山市及び府中市並びに兵庫県赤穂市の区域

### 三 変更年月日

平成二十九年三月七日

〔七〇〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十九年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十九年一月十六日

二 答申を受けた年月日

平成二十九年二月二十一日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前  
県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

# 平成29年3月7日 岡山県公報 第11869号

〔七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字金田前五一九三―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平野八〇九―二サーパス庭瀬六〇三

三宅 喬平

三 許可番号

岡山県指令建指第二二七号



# 平成29年3月7日 岡山県公報 第11869号

〔七二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苦田郡鏡野町沢田字荒神田六九一、七〇一、七〇一三、七二一、七二一三、七三一、七三一三、字西加市二〇九一、二〇九一三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

苦田郡鏡野町竹田六六〇

鏡野町長 山崎 親男

三 許可番号

岡山県指令建指第二四七号

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財、岡山県指定史跡及び岡山県指定天然記念物の指定をする。

平成二十九年三月七日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三六〇号
- 二 種別 重要文化財 建造物
- 三 名称及び員数 正楽寺山門 一棟  
附文化十四年棟札 一枚

- 四 所在地 備前市蕃山一三〇五番地
- 五 所有者 宗教法人千手院
- 六 建築年代 文化十四（一八一七）年
- 七 指定理由

日光山正楽寺は、備前市蕃山に所在する真言宗の寺院で、寺伝では、奈良時代の天平勝宝年間の創建と伝えられている。天和元（一六八一）年の火災でそれ以前の伽藍は焼失しており、現存する寺院伽藍の建立年代は、鐘楼は明和年間、山門は文化年間、手水舎は幕末であることが判明しており、本堂、大師堂、客殿、鎮守堂は江戸時代中期と考えられる。

山門は、三間一戸の八脚楼門である。桁行三間（六・五五メートル）、梁間二間（三・八二メートル）、棟高八・四〇メートル、軒高六・二〇メートル、二階床高四・一四メートルで同型式の山門としては比較的大型である。様式には禅宗様が用いられ、一階柱上部には粽をつけて頭貫を通して台輪を使用し、下端は正面中央間両脇の二本柱のみに礎盤を置き、壁下の各柱間には地覆を用いている。屋根は入母屋造、本瓦葺で、正面及び背面に軒唐破風を備える。大棟には雲文の棟込瓦を用いた組棟として両端に鬼瓦をつけ、その上に鯨を据える。軒は二軒の形式で、軒裏は板軒仕立てとし、内側に雲文、外側に波文が肉厚彫りで施されている。二階の回り縁を支える腰組は三手先の組物で、一木からなる雲肘木や板支輪に波文が肉厚彫りで施されている。軒を支える軒斗栱も三手先の組物で、一木からなる雲肘木や板支輪に雲文が肉厚彫りで施され、建物外周を飾る彫刻は華麗で豪華な造りである。大棟の棟込瓦には雲文、唐破

風棟の棟込瓦には波文が施され、木部の彫刻意匠と統一されたデザインが採用されている。棟札及び瓦銘文から、文化十四（一八一七）年に建立されたことがわかる。棟札によると、棟梁は播州赤穂郡木津村の大工野村長右衛門信慶が務めたほか、彫物師は京都、大坂から、瓦師は赤穂郡砂子村から招聘していることがわかる。緻密な彫刻意匠、木組みから、造営した木津大工集団の技能の高さが確認できる作例である。

山門の特徴として、唐破風の軒裏を除いた外周軒に雲文と波文を彫った板軒仕立てであることが挙げられる。また、腰組や軒斗拱の組物に一木造りの雲肘木を採用し、雲文や波文で加飾されていることも特徴的である。板軒仕立ての建造物は、作例の多くが十九世紀前半期に見られるが、全国的に見ても数が限られており、岡山県内で唯一確認されているのが正楽寺山門である。建立年代が明確で、規模が大きく、意匠的にも優秀であり、県内近世寺社建築における貴重な作例である。

- 一 指定番号 有第三六一号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造薬師如来坐像 一軀
- 四 所在地 井原市野上町九七一番地
- 五 所有者 宗教法人千手院
- 六 制作年代 鎌倉時代前期
- 七 指定理由

千手院は、天文年間に焼失した頂見山頂見寺の坊の一つで、天正二（一五七四）年に再建された。

木造薬師如来坐像は、かつては頂見寺に祀られていたが、のちに千手院本堂に移された。像高は二二六・五センチメートルで、やや小ぶりの丈六像である。上半身は衲衣を偏袒右肩に着し、腹前で一段折り返す。下半身には裙を纏い、左足を外に結跏趺坐する。左手は左膝上で薬壺を執る。右手は屈臂して掌を前面に向け施無畏印を結ぶ。

ヒノキ材製の寄木造で、頭体幹部の前面は正中で二材を寄せ、背面は襟元下で正中であわせる横木二材を入れ、右材に連続するように側面材一材を寄せている。像地付き部全面に高さ約十五センチメートル程度の別材を回している。頭部は三道下の線で一旦開放して差し首とする。膝前は横木三材で構成し、裳先に一材を足している。右肩及び側面は先ほどの一材にもう一材を寄せて成形し、左側面は豎木二材を寄せる。

右腰に三角材一材を寄せる。左袖口には数材を寄せる。右腕は肩先、肘、手首でそれぞれ別材を寄せ、左手首先も別材を差し込んでいる。なお、元の木寄せ部には布貼りの痕跡が残る。像表面の漆箔、彩色は後補である。像内の修理銘から、天明五（一七八五）年に修復、後補されたことが知られる。

面相部の円満相、衣文の穏やかな表現や彫眼、体軀の奥行きが浅いなど定朝様を襲う作例であり、耳などに進取の表現が見られるものの、全体として保守的な作例である。螺髪が小粒になり、面相部の表現がやや陰鬱な印象を与えることから、制作は鎌倉時代前期と考えられる。

岡山県内では数少ない丈六像の現存作例であり、鎌倉時代前期の本格的な丈六像の作例として貴重である。

- 一 指定番号 有第三六二号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造武神倚像及び木造童形神坐像 一二軀
- 四 所在地 高梁市原田北町一二〇三番地一 高梁市歴史美術館
- 五 所有者 宗教法人御前神社
- 六 制作年代 鎌倉時代前期～中期
- 七 指定理由

御前神社は、社伝によると創建は和銅六（七一三）年で、現存する棟札には、天正八（一五八〇）年に焼失した後、同十一（一五八三）年に再建されたことが記されている。江戸時代には備中松山藩主の崇敬を受け、度々寄進、修復を受けている。

木造武神倚像及び木造童形神坐像は、同社の本殿に祀られている。ともに針葉樹製の一木造で、彫眼、胡粉下地に彩色が施されている。内刳りはなく、木心を体身中央に込め、頭頂に抜けている。

武神倚像は、巾子の大きい冠を被り、鬘腋の袍を着て、裾口の広い袴を付け、浅沓を履く。帯は平緒を用いている。左腕は臂を曲げ、五指は持物を握る形で作られているが、持物は欠失している。右腕は臂を曲げているが手首から先は欠失している。膝前に別材を寄せる。墨、朱彩、緑青等、当初の彩色が残る。像高は七二・四センチメートルで、台座を含む総高は九一・〇センチメートルである。

童形神坐像は、白色無文の水干を着し、桃色の腰帯を前で結び、葛袴をはいた素足

で、左足裏の上に右足の甲をのせて坐す。左腕は臂を曲げて五指を握り、左膝の上にふせる。右腕は臂を少し上げているが、手首から先は欠失している。髪は前髪を左右に分け、後ろで束ねて垂らしている。左手は共木、束ねた垂髪の後面部のみ別材を短く。各部位の彩色は当初のもので、補彩は見られない。像高は三二・五センチメートル。

両像ともに、作風から制作時期は鎌倉時代前期から中期に遡ると考えられ、一部に欠失はあるものの、制作当初の材や彩色が良好に残っており、鎌倉時代における神像彫刻の優品として貴重である。

一 指定番号 有第三六三号

二 種別 重要文化財 工芸品

三 名称及び員数 色々威腹巻 一領

四 所在地 岡山市北区丸の内二丁目七番一五号 林原美術館

五 所有者 一般財団法人林原美術館

六 制作年代 室町時代後期

七 指定理由

色々威腹巻は、河内狭山藩主北条家に伝来したものである。狭山藩は、河内国狭山に藩庁を置いた。北条早雲に始まり五代にわたって関東を支配した戦国大名北条氏の子孫である北条氏盛が初代藩主で、以降明治時代に至るまで北条氏が藩主を務めた。

この腹巻は、黒漆塗仕上げの本小札を、紅、白、紅、藍草の段々に威毛の色目を替えて威し、胴の構造は正面と左右がひと続きとなり、背面に引合せを設ける。草摺は七間五段下がり仕立てている。胸板は獅子牡丹文章で飾る。胴が腰窄りであり、威毛の特徴、小札や胸板の形状、絵草や金物の意匠などから室町時代後期のものと考えられる。胴高は二六・三センチメートル、胴囲は九六・八センチメートル、草摺高は二六・一センチメートルである。

岡山県内に現存する同時代の腹巻は数が限られる上、保存状態が良好で傷みも少なく、室町時代の姿をよく伝えており貴重である。

一 指定番号 有第三六四号

二 種別 重要文化財 工芸品

- 三 名称及び員数 藍韋威胸緋腹巻 一領
- 四 所在地 岡山市北区丸の内二丁目七番一五号 林原美術館
- 五 所有者 一般財団法人林原美術館
- 六 制作年代 室町時代後期
- 七 指定理由

藍韋威胸緋腹巻は、河内狭山藩主北条家に伝来したものである。狭山藩は、河内国狭山に藩庁を置いた。北条早雲に始まり五代にわたって関東を支配した戦国大名北条氏の子孫である北条氏盛が初代藩主で、以降明治時代に至るまで北条氏が藩主を務めた。

この腹巻は、黒漆塗盛上げの本小札を緋糸そして藍韋で威し、胴の構造は正面と左右がひと続きとなり、背面に引合せを設ける。草摺は七間五段下がり仕立てている。胴が腰窄りであり、威毛の特徴、小札や胸板の形状、絵韋や金物の意匠などから室町時代後期のものと考えられる。破損箇所が多いものの後世の補修は見られない。胴高は二五・八センチメートル、胴囲は九三・五センチメートル、草摺高は二四・〇センチメートルである。

岡山県内に現存する同時代の腹巻は数が限られる上、特に後世の補修を受けていない点には希少性が認められ、室町時代の姿をよく伝えている腹巻として貴重である。

- 一 指定番号 有第三六五号
- 二 種別 重要文化財 工芸品
- 三 名称及び員数 鉄黒漆阿古陀形五十八間総覆輪筋兜 一頭
- 四 所在地 岡山市北区丸の内二丁目七番一五号 林原美術館
- 五 所有者 一般財団法人林原美術館
- 六 制作年代 室町時代後期
- 七 指定理由

鉄黒漆阿古陀形五十八間総覆輪筋兜は、河内狭山藩主北条家に伝来したものである。狭山藩は、河内国狭山に藩庁を置いた。北条早雲に始まり五代にわたって関東を支配した戦国大名北条氏の子孫である北条氏盛が初代藩主で、以降明治時代に至るまで北条氏が藩主を務めた。

この兜は、室町時代後期の典型的な阿古陀形筋兜で、兜鉢は六二枚の鉄地板を貼り

合せて形成され、五十八間の筋を立て総覆輪を施す。紅糸威し三枚鞆の二枚を吹返し、三盛菊の据文金物を付す。獅子牡丹文絵韋包の眉庇に鍍金菊枝透の鍬形台を打ち、鍍金の三鍬形の祓立を付している。前立及び鍬形は欠失しており、鍬形台も一部欠損しているが、後世の補修は見られない。兜鉢の前後径は二七・七センチメートル、左右径は二一・一センチメートル、深さは一二・三センチメートルである。

岡山県内に現存する同時代の兜は数が限られる上、一部に欠損があるものの、金物や絵韋の作りは精緻で、室町時代後期における筋兜の優品として貴重である。

- 一 指定番号 有第三六六号
- 二 種別 重要文化財 工芸品
- 三 名称及び員数 金銅阿弥陀三尊懸仏 こんどうあみださんぜんかぶほとけ 三面
- 四 所在地 高梁市原田北町一二〇三番地一 高梁市歴史美術館
- 五 所有者 宗教法人長建寺
- 六 制作年代 永正十八(一五二二)年
- 七 指定理由

長建寺は、高梁市備中町布賀に所在する曹洞宗の寺院で、寺伝によると永正十五(一五一八)年に僧祖譚が開いたとされる。

本懸仏は三面一具であり、阿弥陀三尊が各一面に表されている。二枚又は三枚横矧ぎのヒノキ材製地板に金銅の鏡板を装し、周縁に覆輪を施し、縁に一条の圏線を廻らせて内外両区に分けている。鏡板には数枚の銅板を打ち付ける。内区中央に打ち出した金銅製の阿弥陀如来、観音菩薩、勢至菩薩各一軀が据えられ、いずれも蓮華座上に坐す。阿弥陀如来は法界定印を結び、観音菩薩は合掌する。勢至菩薩の右手は施無畏印、左手に水瓶を持つが欠失している。中尊背後の金銅板に唐草を点彫りした舟形光背を貼り付ける。下部には波形の板金が打ちつけられているが、観音菩薩下部のものは欠失している。三尊の頭上には瓔珞を下げた八葉蓮華様の天蓋、下部には供養台の上に香炉、左右には華瓶一对を配している。阿弥陀如来左の華瓶は欠失している。外区には、別材で花形鋏を二段に打ち付ける。鏡板両肩には、獅嚙形鑲座を設け、茄子形鑲を付け、銅釘が残る。鑲座には彩色のあとが残る。

法量は、鏡板径六一・〇センチメートルから六一・二センチメートル、厚さは三・六センチメートルから三・八センチメートル、像高は阿弥陀如来一八・九センチメー

平成29年3月7日 岡山県公報 第11869号

トル、観音菩薩が一七・五センチメートル、勢至菩薩が一七・九センチメートルで、阿弥陀如来が他よりやや大きい。裏面の墨書銘から、永正十八（一五二二）年に菖蒲城主平川長門守経貞が願主となつて奉納されたことがわかる。

この期の一般的なものと比較してかなり大型の懸仏として貴重であり、制作年代も判明することから室町時代の基準作例となり得るものとして重要である。

- 一 指定番号 有第三六七号
- 二 種別 重要文化財 古文書
- 三 名称及び員数 みまさかのくにたかのこうなかしましじゆきゆうもんじよ 美作国高野郷中嶋氏受給文書 八通 附三通

番号	資料名	員数	製作年月日
1	足利尊氏感状	一通	建武三（一三三六）年七月十五日
2	足利直義下文	一通	康永三（一三四四）年十月九日
3	浦上宗景判物	一通	天正二（一五七四）年九月五日
4	浦上宗景判物	一通	天正二（一五七四）年九月五日
5	浦上宗景書状	一通	年未詳七月十日
6	浦上宗景書状	一通	年未詳七月晦日
7	前野長泰書状	一通	年未詳一月二十一日
8	羽柴秀吉知行安堵状	一通	天正六（一五七八）年三月十五日
附1	覚	一通	年月日未詳



附2	覚	一通	年月日未詳
附3	中嶋氏親類書	一通	年月日未詳

四 所在地 倉敷市真備町箭田一一四一番地一

倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室

五 所有者 倉敷市

六 製作年代 建武三（一三三六）年～天正六（一五七八）年

七 指定理由

中嶋氏は、室町時代に美作国高野郷に居住した一族で、国人として発展した後、浦上氏、羽柴秀吉の配下に加わったとされる。江戸時代に備中国に移り、窪屋郡龜山村の庄屋を務めた龜山家と婚姻関係を結んだことから、中嶋氏に伝わった文書が龜山家に伝来することになった。本資料は、そのうち中嶋氏が南北朝から戦国期にかけて受給した中世文書である。

鎌倉幕府の政所執事を務めた二階堂氏の末裔を称した中嶋氏は、南北朝期には、足利尊氏に従い軍功を挙げ、足利直義から所領の安堵を受けている。戦国期になると、天正二（一五七四）年ごろまでには浦上宗景に仕えていたと考えられ、宗景と争った宇喜多直家と戦っている。宗景没落後は、織田信長を頼って活動し、天正六（一五七八）年には羽柴秀吉から所領安堵を受けている。関ヶ原合戦後は浅口郡片島村に居住したとされる。

本資料は、建武三（一三三六）年から天正六（一五七八）年にかけて受給した文書で南北朝期から戦国期にかけての中嶋氏の動態を裏付ける原本資料である。特に、足利尊氏発給文書は本件を含め計三通、足利直義発給文書は計二通しか県内では知られていない。浦上宗景発給文書は宇喜多氏との緊張関係が高まる中での宗景の動向を示すもので、また、羽柴秀吉発給文書は秀吉が天正六年の段階で美作への勢力浸透を図っていたことを示すものであり、岡山県の中世史を研究する上で極めて貴重な資料である。

一 指定番号 有第三六八号

二 種別 重要文化財 考古資料

三 名称及び員数 女男岩遺跡出土台付家形土器 一点

四 所在地 倉敷市中央一丁目三番一三号 倉敷考古館

五 所有者 公益財団法人倉敷考古館

六 製作年代 弥生時代後期

七 指定理由

女男岩遺跡は、倉敷市庄地区にある低丘陵上に所在する弥生時代後期の遺跡の一つである。この丘陵上には多くの古墳が存在することが知られていたが、宅地造成に伴い昭和四十六（一九七二）年から翌年にかけて分布調査及び発掘調査が行われ、女男岩遺跡も発掘調査が行われた。この丘陵北端の頂部には弥生時代最大級の墳墓である楯築遺跡が位置する。

遺跡は西に派生する尾根上に位置し、土坑墓、溝状遺構などが検出された。土坑墓は四基存在し、高まり中央に造られた一基から鉄器とともに人骨が確認された。

台付家形土器は、この土坑墓北側の溝状遺構から出土した。円形の透かし孔と三本のたがを持つ台脚の上に寄棟の家を作り付け、全高四九・五センチメートル、台脚部高三五・〇センチメートルある。家形の軸部は、平側が二一・〇センチメートル、妻側一六・〇センチメートル、壁の高さ三・五センチメートルである。屋根は軒先が長さ二四・五センチメートル、幅一九・〇センチメートルあり、棟に下端が外へ強く反り返る小屋根形の棟おさえがつき、妻側にも同様の飾りがつく。屋根には「8」字形の浅い刺突文が列状に施されている。外面は丹塗りされていたと考えられ、内側も丁寧に仕上げられている。

本資料は、全体が復元できる希有な台付家形土器であり、家形部分は建物の柱や屋根の構造も忠実に表現されており、弥生時代の建物構造を推察することができる貴重な資料となる。さらに、弥生時代後期後半の墳墓遺跡からの出土遺物であり、古墳時代前夜における葬送儀礼のあり方を解明する上でも重要な資料である。

一 指定番号 記第一一三号

二 種別 史跡

三 名称 沼遺跡

四 所在地の地番、地積及び地目

地番 津山市志戸部字池奥四五番地九、勝部字長尾一九、沼字大加美

五九九番地一及び沼字大加美五九七番地一

右の地域に介在する道路敷のうち、津山市志戸部字池奥四五番地九、勝部字長尾一九及び沼字大加美五九九番地一に挟まれる道路敷を含む。

地積合計 九、九三三平方メートル

地 目 雑種地（三筆）、山林（二筆）

五 所 有 者 津山市

六 指 定 理 由

津山盆地の北東部に南北に細長く伸びている低丘陵があり、沼遺跡はこの丘陵から西側へ派生する尾根上に位置する弥生時代中期後半から後期前半の集落遺跡である。昭和二十七（一九五二）年から昭和三十三（一九五八）年にかけて、五次にわたる発掘調査が行われた。その結果、西地区で竪穴住居五棟、長方形竪穴遺構一基、土坑一基が、東地区で掘立柱建物三棟、南北方向の溝が確認され、弥生土器、石器、鉄器、ガラス小玉が出土した。

集落最大の竪穴住居は、東半分が失われていたものの、復元直径約八・四メートルの円形をなすと考えられた。焼失住居であり、遺存した炭化木材は住居の構造を復元する重要な手がかりとなった。掘立柱建物は、桁行二間、梁間二間の建物が一棟、桁行一間、梁間一間の建物が二棟検出されている。西地区中央の長方形竪穴遺構は長さ約九メートル、幅約三・六メートルあり、共同の作業場と推定され、この遺構の周囲を取り囲むように住居は配置されている。一方、東地区には住居はなく、掘立柱建物のみが配置されており、この遺跡の空間利用のあり方を示している。

沼遺跡は、ほぼ一つの集落全体を発掘調査したことによって、竪穴住居、作業場、掘立柱建物から構成される集落構造と、その規模及び空間利用の実態が初めて把握された遺跡である。またこのことよって、弥生時代の集団の基礎単位を研究する嚆矢となった学史的に重要な遺跡である。

一 指 定 番 号 記第一一四号

二 種 別 天然記念物

三 名 称 及 び 員 数 阿弥陀堂あみだどうのイチヨウ 一株

四 所 在 地 勝田郡奈義町小坂五一八番地一

五 所有者 個人

六 品種及び樹齡 イチョウ科 約九〇〇年(推定)

七 大き さ 樹高約一三メートル、目通り周囲六・七メートル

八 指定理由

このイチョウは、那岐山の麓に位置する奈義町小坂地区、馬桑川のほとりに立っている。この場所の少し北を因幡街道が通っている。名称は、阿弥陀堂と呼ばれているお堂のそばに立っていることに由来し、隣には岡山県指定重要文化財の石造無縫塔を含む石造物群が所在する。

樹齡約九〇〇年と推定される雄株のイチョウの老樹である。枝張りは国指定天然記念物「菩提寺のイチョウ」(奈義町高円)には及ばないものの、樹高は約一三メートル、目通り周囲は六・七メートルを計る。主幹から分かれて横へ伸びた枝から気根が垂下し地面に達するとそこで根付き、新たな株がそこから生長し、そうして生長した株が主幹を取り囲み、幹部が形成されている。これは他の多くのイチョウの老樹においても同様に見られる特徴である。現在も枝から垂下する多くの気根が確認できる。

幹部には一部に白骨化した部分もあるが、枝張りも良く、秋には見事に黄色く色づき、樹勢は旺盛である。生育状況も良く、県内有数のイチョウの老樹として貴重な樹木である。

また、このイチョウは、法然ゆかりのイチョウとして知られ、菩提寺に向かう途中の法然がこの地に立ち寄った際、持っていた杖が折れたため、このイチョウの枝を杖にして菩提寺に上ったという伝承がある。その杖を菩提寺の境内に挿し、それが生育したのが「菩提寺のイチョウ」と伝わっているため、地元では、このイチョウは「菩提寺のイチョウ」の親木と呼ばれている。なお、平成二十五(二〇一三)年に奈義町教育委員会が行ったDNA鑑定調査の結果、このイチョウと「菩提寺のイチョウ」が同じDNAを持つことがわかり、両者に生物学的なつながりがあることが証明された。法然に関する伝承との関係が注目される。